

施政方針にみる 新年度の町政と重要項目

山田町長が発表した本年度の施政方針から、まちの目指すべき方向性と政策をお伝えします。

※施政方針は平成24年第1回広野町議会定例会の初日(3月8日)に発表されたものです。



山田町長
山田基星

第一は「除染の推進」

宅地等住環境の除染

放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、県、町が講ずべき措置について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的に制定した放射性物質汚染対処特措法が、本年一月一日より全面施行されました。

これは、国が長期的に年間追加被ばく線量一ミリシーベルト以下になることを目指すという目標のもと、子供の生活環境を優先に財政的な措置も含め責任を持って除染を推進するものであります。

町では、特措法に基づき、汚染状況重点調査地域の指定を受け、広野町放射性物質除染実施計画を作成し、放射性物質により汚染された土壌等の除染作業に、本年二月より着手いたしました。

当面は、宅地等住環境の除染を中心に、町内を三区に分け、それぞれ

が同時進行で除染作業を進めることといたしました。

目標としては、学校等の再開時期までに除染を完了し、通常の除染作業で除染目標値を達成できない箇所については、平成二十四年十二月末までに再除染をし、平成二十四年度の町民の皆様の帰還を促したいと考えております。

農地の除染

農地の除染につきましては、農地土壌は、農業者の永年の営農活動を通じて醸成されてきたものであり、また、生態系の維持など多様な側面も持っていることなどの特色を有しています。したがって、農地の除染にあたっては、周辺住民に与える放射線量を低減することに加えて、農業生産を再開できる条件を回復し、再び安全な農作物を提供できるように、土壌中の放射性物質の濃度を低減させる取り組みを進めていきたいと考えております。

具体的には、農家の皆様に、平成二十四年産米の作付け自粛を要請していることから、町内全農地の土壌の放射性セシウム濃度を測定し、農家から農地の状態や除染の意向をお聞きし、吸着資材を施用して反転耕又は深耕を計画していきたいと考えております。

当面は、放射能と向き合う生活が続きますが、町民それぞれが考える安全の目安は異なると思うことから、町民が自分の目で現状を確認、判断できるように放射能に関する情報を発

第二は「生活環境の整備」

道路網の計画的な整備

町民の帰還に向けた生活環境の整備の中でも、日常生活の利便性と交通安全の確保、あるいは災害時の避難路、防災道路として必要な道路網の計画的な整備は、極めて重要であります。

本年度は災害復旧・復興元年の年であり、被災された町道の完全復旧と早期供用を図り、特に津波被災地の下浅見川地区と下北迫地区の道路網の整備と、復興交付金を活用する北釜地区防災集団移転促進事業に全力を傾注するとともに継続事業である、高萩・田中線交差点改良工事、田戸作線改良工事、また、中央台・山ノ神線浅倉橋整備事業、北沢・東下線、松葉線、高萩・大谷地原線等に係る測量設計業務、上原地区の農道舗装工事などに取り組んでまいります。

公共衛生の向上

公共用水域の良好な水質保全を図る観点から、日常の生活に密着した公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置の普及促進、特に甚大な被害を受けた広野浄化センターの早期復旧を図り、より一層の公衆衛生向上を目指してまいります。

安全で良好な住宅の確保

震災により住宅を失った町民のた

めの、災害公営住宅の整備を進めるとともに、安全で良好な住宅の確保と消費生活を促し、地域経済の活性化を図るため、町民が行う個人住宅の改良支援を継続的に行ってまいります。

環境にやさしい新エネルギーの普及促進

地球温暖化防止や循環型社会の形成及びエネルギー源の多様化等の観点から環境にやさしい新エネルギーの導入、普及促進を図るため、引き続き一般家庭において住宅用太陽光発電及び太陽熱利用システムを設置された方への助成を継続してまいります。

町民一人一人の不安の解消と安全・安心を確保

安全なまちづくりは、町民生活の基本であり、地震をはじめ、津波、火災等の災害や、複雑、多様化する犯罪から町民の生命、財産を守るため、関係機関・団体との緊密な連携のもと、有効かつ的確な予防行政の推進および犯罪防止に努めるとともに、昨年六月一日から住宅用火災警報器の設置が義務化されましたが、地震並びに原発災害により避難している状況でありますので、普及促進を図るため火災報知器設置費用への補助制度を継続してまいります。

さらに、原子力災害については、事故が二度と起きないよう万全な対策を講ずるよう国に強く要求するとともに、町民の帰還の促進を図り、

第三は「保健福祉の充実」

内部被ばく検査の実施

内部被ばく検査は、県の事業として昨年夏より始められ、現在は二十歳以下の方、乳幼児を持つ保護者、妊婦に対して実施しており約八百名が受検いたしました。

しかし、二十一歳以上の一般住民にはいまだ行われておらず、不満の声が高まっていることから、福島県内の民間病院で唯一検査の出来る平田村のひらた中央病院と、昨年末、町独自に協定を交わし、高校生以下は無料、十八歳以上は六千円の検査料を個人負担して頂き検査できる体制を整えたところです。

高齢者支援

町民の生活に必要な不可欠な保健、医療サービスの提供体制の再構築を、迅速かつ効率的に進めていくことが重要であります。現在においても、三次避難では、高齢者単独世帯の健康課題が発生しており、避難の長期化に伴い身体機能の低下などにより要支援、要介護のサービス利用が増加傾向にあることから、高齢者や全体的に人が安心して生活できるように、きめ細かな健康活動やこころのケアに努めるとともに、仮設住宅や借り上げ住宅等を含め、各地域の中で健康で自立し、生きがいを持って安心して暮らすことができるよう、関係機関・団体と連携しながら、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の生活を

しかしながら、いわき地区に避難している高齢者からは交通手段がないとか、サラリーマン層からは平日のみの営業であるため、会社を休まなければならず受検しにくいとのご批判を頂いております。

また、内部被ばく検査は、一度きりではなく二回、三回と継続して行うことにより不安解消の効果が上がってくると考えております。さらに、今後、広野町が住民の帰還を促すためにも、健康に対する不安を取り除くことが重要であり、そのためには除染と共に居住区域内に総合的に住民の健康を管理する拠点が必要であることから、ホールボディカウンターを設置し、より一層検査体制の充実に努めてまいります。